

覚醒剤取締法
＜覚醒剤取扱者＞

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	3	1	1. 覚醒剤施用機関：精神科病院その他診療上覚醒剤の施用を必要とする病院又は診療所	I. 構造設備
法	22	1	覚醒剤施用機関の管理者は、その所有し又は管理する覚醒剤をその病院若しくは診療所内において保管しなければならない。	鍵をかけた堅固な場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備を指す。
		3	第1項の保管は、鍵をかけた堅固な場所において行わなければならない。	具体的には下記のとおり。 1) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合 ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠がついていること。 ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること。 ③ 覚醒剤専用（麻薬を除く）の保管庫であること。 ④ 保管庫は、できるだけ人目につかない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。 2) 建物の一部又は全部を保管設備として用いる場合 ① 保管場所の扉は金属製とし、堅固な錠を設けること。壁、天井、床については容易に破られない材質のものであること。 ② 保管場所に窓、換気口がある場合には、鉄格子を入れること。 ③ 覚醒剤専用（麻薬を除く）の保管場所であること。 ④ 保管場所の位置は、立地条件に応じ容易に侵入できないところに設置すること。
則	1		II. 要件 覚醒剤施用機関にあっては、精神科若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う病院若しくは診療所であって診療上覚醒剤の施用が特に必要と認められるものであること。	II. 要件 「精神科若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科（以下「精神科等」とする。）」の診療を行わず、外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療のみを行う病院若しくは診療所については、実際に覚醒剤の必要が認められるもののみ指定する。 その他は法令で定めたとおり
法	16	1	覚醒剤施用機関の管理者 覚醒剤施用機関において施用する覚醒剤の譲受に関する事務及び覚醒剤施用機関において譲り受けた覚醒剤の管理は、当該施用機関の管理者がしなければならない。	
		2	覚醒剤施用機関の開設者は、当該施用機関の管理者に覚醒剤の譲受に関する事務及び譲り受けた覚醒剤の管理をさせなければならない。	
法	6		指定の有効期間 覚醒剤施用機関の指定の有効期間は、指定の日からその翌年の12月31日までとする。	
法	4	2	指定の申請手続き 覚醒剤施用機関の指定を受けようとする者は、病院若しくは診療所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。	以下の書類を提出すること。 1. 覚醒剤施用機関指定申請書（大阪府の定める様式） 2. 実際の診療科名が分かる書類 3. 外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う病院若しくは診療所（「精神科等」の診療を行う場合を除く。）においては実際に覚醒剤の施用が認められる患者がいることを示す書類

覚醒剤取締法

＜覚醒剤取扱者＞

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	3	1	2. 覚醒剤研究者：覚醒剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤の使用を必要とする者	
法	22	1 3	I. 構造設備 覚醒剤研究者は、その所有し又は管理する覚醒剤をその研究所内において保管しなければならない。 第1項の保管は、鍵をかけた堅固な場所において行わなければならない。	I. 構造設備 鍵をかけた堅固な場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備を指す。 具体的には下記のとおり。 1) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合 ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠がついていること。 ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等により固定すること。 ③ 覚醒剤専用（麻薬を除く）の保管庫であること。 ④ 保管庫は、できるだけ人目につかない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること。 2) 建物の一部又は全部を保管設備として用いる場合 ① 保管場所の扉は金属製とし、堅固な錠を設けること。壁、天井、床については容易に破られない材質のものであること。 ② 保管場所に窓、換気口がある場合には、鉄格子を入れること。 ③ 覚醒剤専用（麻薬を除く）の保管場所であること。 ④ 保管場所の位置は、立地条件に応じ容易に侵入できないところに設置すること。
則	1		II. 要件 覚醒剤研究者の指定を受けられる者は、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚醒剤の使用が特に必要と認められるものであること。	II. 要件 覚醒剤研究者の指定を与える要件 1. 個人の趣向を満たすために覚醒剤の吸食等をしない者 2. 公的機関、大学の研究室、医薬品研究（製薬会社等）又は試験検査業務を行う法人の研究室又は医療機関の研究室に勤務し業務上覚醒剤（覚醒剤原料を含む）を取扱うことを必要とする者 3. 医学、薬学、化学等に関する学科を卒業し、学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、かつ研究目的が妥当であり、覚醒剤（覚醒剤原料を含む）の使用が特に必要と認められる者
法	6		指定の有効期間 覚醒剤研究者の指定の有効期間は、指定の日からその翌年の12月31日までとする。	
法	4	2	指定の申請手続き 覚醒剤研究者の指定を受けようとする者は研究所ごとに、その所在地の都道府県知事に申請書を提出しなければならない。	以下の書類を提出すること。 1. 覚醒剤研究者指定申請書（大阪府の定める様式） 2. 申請者の履歴書 3. 研究計画書（研究目的、覚醒剤の種類等） 4. 研究室のある建物の平面図 5. 研究室内詳細図（保管場所を明示） 6. 保管場所の写真（施錠及び固定が確認できるもの）又は立体図（寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示）